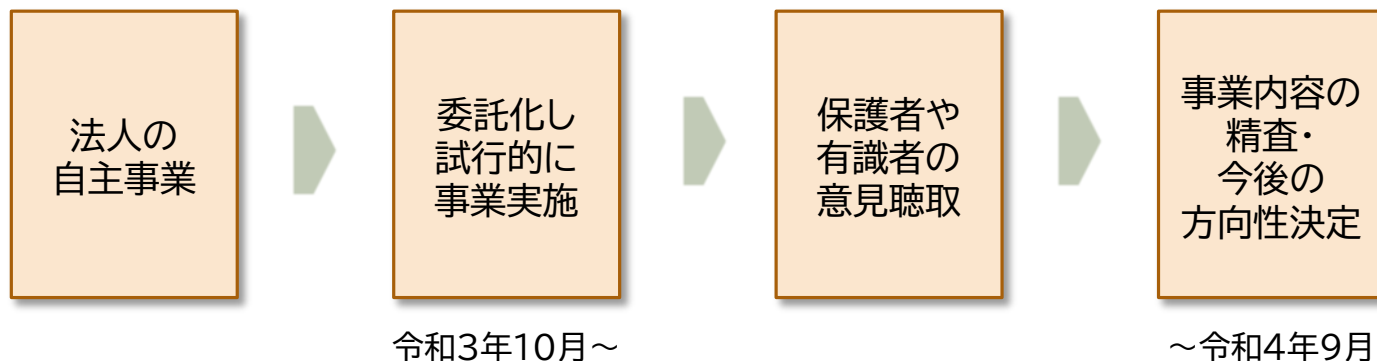


事業の経緯と今後の進め方



- 法人の自主事業(※1)で実施していた夜間の児童の預かりを、保護者のニーズを受けて、令和3年10月から古ヶ崎放課後児童クラブの分室という位置づけで、公立の夜間放課後児童クラブとして**試行的に**事業を開始。
- 令和3年12月議会での意見(※2)を踏まえ、サービスを必要とする家庭のため、公立としての夜間放課後児童クラブのあるべき姿を形成するため、保護者や有識者の意見を聞きながら、事業内容を精査し、今後の方向性を決定する。

(※1)自主事業の経緯

- ・夜間保育の必要性を感じ、平成26年に認可夜間保育園としてさわらびドリームこども園を開園。
(原則22時まで、最大24時まで)
- ・さわらびドリームこども園の卒園児のうち、ベビシッター等の他の手段の利用が困難な家庭に限定し、平成29年から小学生の夜間預かりを実施。

(※2)議会での意見

- ・夜間の児童預かりは必要なので賛同するが、事業内容について議会への説明が不十分
- ・ニーズの存在のみを理由として事業を開始するのはどうか
- ・民間サービスのままでよいのではないかと
- ・事業者が限定されることの公平性はどうか
- ・市の事業として22時まで預かるのはいかがなものかと
- ・保護者支援よりも子どもの利益を優先して事業を進めるべき

検討項目



	①利用対象	②利用時間・ 利用日数	③利用料金	④運営事業者
当初の運用 (R3年10月)	就労等で保護者が児童の養育ができない家庭	22時まで・ 週5日	月1,000円	1者と随意契約
実態	必要としている家庭	21時まで・ 週1~3日	月1,000円	1者と随意契約
検討ポイント	必要としている家庭の厳格化	児童の健康への配慮	他サービスとのバランス	公平性の確保

制度設計をするうえで必要な4つの項目について、放課後児童健全育成事業としての役割の範囲内で、**保護者が就労を継続できることと、子どもの生活への影響**のバランスを勘案した制度設計を検討する。

経緯、背景

- ・ドリーム保育園(夜間で0歳～5歳)の利用者から、卒園して古ヶ崎小に通うきょうだいのお迎えに急な残業で間に合わないので仕事のキャリアをあきらめる旨の相談を受け、上の子が古ヶ崎放課後児童クラブに在籍で、下の子がドリーム保育園所属のため同じ場所で預かる慈善活動を法人が自主事業として開始した。
- ・同様の相談が数年続き5名の利用者にサービス提供してきたが、他の学区から古ヶ崎小の学区に引っ越しを検討する家庭もあり、次年度2倍程度の利用数の見込みがありこれ以上慈善活動で安定的にサービスを提供することは保育士確保も含めて困難という実態があった。
- ・ドリーム保育園から古ヶ崎小以外の学区の小学校(北部小、旭町小)に通っている保護者からも利用したい旨の相談を受けたが、学区外までのお迎えは困難なのでお断りしたところ、母が正規職員を退職してパート勤務になり生活が苦しくなったことや祖母が正規職員を退職して送迎するなどの事例を目の当たりにし、社会福祉法人としての力量不足と慈善活動の限界を感じているという実態があった。

ニーズ

- ・各クラブで19時までのお迎えに間に合っていない家庭が少なからずある。
- ・児童が一人帰りしても保護者が仕事で帰りが夜遅くなり、児童が一人で夜に家で過ごしている家庭が存在する。
- ・クラブ利用児童の保護者へのアンケートにおいて、夜間利用について聞いたところ、50名を超える利用希望があった。

利用の現状

- ・利用児童数…6名
- ・保護者の職業…物流、医療、介護など
- ・利用状況…週に1～3回程度、急な残業(救急患者の受入れ、入居者の体調の急変、アルバイトの病欠など)となる日に利用。他の日は19時までにお迎え)

他のサービス

- ・ファミリーサポート、ショートステイ、ベビシッターは、利用にあたって事前に予約が必要で、急な残業によっても当日の夕方からは対応できない。
- ・一般企業において、小学生を対象とした会社内の保育施設が整備されていない。